

令和2年5月29日

裁判所利用の皆様へ

仙台家庭裁判所

緊急事態解除宣言に伴うお知らせ（新型コロナウイルス対策関連情報）

○ 5月25日、緊急事態解除宣言がなされました。仙台家庭裁判所（大河原支部、古川支部、石巻支部、登米支部及び気仙沼支部を含む。）では、今般変更された政府の基本的対処方針、宮城県における新型コロナウイルス感染症対策（5月26日以降）を踏まえ、次のような感染症対策を講じた上で、実施する裁判手続の範囲を順次通常時の業務に戻していくこととします。

- ・ 法廷の傍聴席や待合室（調停等の待合室を含む。）では間隔を空けて着席をお願いしています。
- ・ 換気のため、事件関係室等の窓・扉を開放することがあります。
- ・ 職員はマスクを着用して対応しています。

来庁する際は、マスクの着用をお願いします。また、期日に来庁される場合で、発熱等の症状があるときは、期日の変更を検討しますので、事前に電話で担当係にご相談ください。このほか、期日に来庁されることについて不安な点がありましたら、遠慮なく担当係にご相談ください。

○ 家事手続案内は、次の受付時間の範囲内で実施しています。

なお、仙台家裁のホームページに各種手続の概要、申立て等の書式、必要な手数料（収入印紙）、予納郵便切手、添付書類についての記載がありますので、こちらも御覧ください。

【家事手続案内の受付時間】

午前9時00分～午前11時00分、午後1時00分～午後3時00分

ただし、「三つの密」を避けるため、複数人での来庁はなるべく御遠慮ください。

○ 皆さまのご理解とご協力をお願いします。